

令和2年4月24日

保護者様

足立区教育委員会
教育長 定野 司

新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言終了に伴う学校再開について

内閣総理大臣による『緊急事態宣言』に基づく臨時休業措置にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

緊急事態宣言の先行きが不透明な中ではありますが、事態収束後に学校再開が円滑に進むよう、足立区教育委員会では以下のような対応をとることとしました。保護者の皆様におかれましては、この方針へのご理解、ご協力をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言が5月6日（水）に終了した場合

- ア 5月7日（木）、8日（金）の自由登校日は中止とします。
- イ 5月11日（月）から学校再開とします。
- ウ 学校再開後3週間（5月11日（月）から29日（金）まで）は、1教室内に10名程度の入室となるよう、3分の1ずつの分散登校とし、その後の登校方法についてはその間に判断します。
- エ 学校再開4日目から分散登校終了までの間、公費負担による簡易昼食を提供します。
なお、アレルギー対応は行いませんので、アレルギーのあるお子様については、お弁当の持参をお願いします。
- オ 6月以降の学校行事（運動会、自然教室、修学旅行ほか）の実施・中止に関しては別途個別に判断します。
- カ 水泳指導、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活習慣等調査」は実施しません。
- キ 小・中学校の連合行事は開催しません。
- ク 当初は7月21日（火）から8月31日（月）に予定されていた夏休み期間を8月8日（土）から23日（日）までとします。

2 緊急事態宣言が延長された場合

- ア 小・中学校の始業式、中学校の入学式は中止とします。
- イ 宣言の終了などを受け、学校を再開した際には、最初の3週間程度は3分の1ずつの分散登校とし、その後の登校方法についてはその間に判断します。
- ウ 分散登校期間中は、公費負担により簡易昼食を提供します。
- エ 学校行事（運動会、自然教室、修学旅行ほか）の実施・中止については、別途個別に判断します。
- オ 夏休み前に学校が再開された場合は、夏休み期間の更なる短縮について検討します。

3 休業期間中の対応について

各学校からのお便りや学校ホームページ、学校メールを通してご確認ください。詳しくは、各校からの連絡をお待ちください。

【問い合わせ先】

教育指導部 教育指導課 電話3880-5974